

様式第九号 (第三十八条関係)

120 ミリメートル

第 号	
所 属 号	
氏 名	
生 年 月 日	
ホリ気化ヒンメル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第二十五条第一項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む)の規定による証明書	
日 交 付	
月 月	
年 年	
日 張 り 有 効	
都 道 府 県 知 事	
印	

写真貼付

都 道 府 県 印

八十五ミリメートル

(表面)

この証明書を携帯する者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「関係法」といふ。）の定めるところにより、立入検査を受ける職権を行うもので、その関係法は次のとおりである。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法抜粋

(立入検査等)

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることのある物の疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることのある物の疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条 第八条第一項、第九条、第十条第一項及び第四項、第十一条第

十六條、第十四條並びに第十五條の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について適用する。この場合において、第八条第一項中「保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む）」第二十條第二項及び第三項を除き、以下「保管事業者等」といふ。」とあるのは「所有事業者」と、及び処分状況」とあるのは「所在の場所」と、第九條中「保管状況及び処分状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、第十條第二項中「前項」とあるのは「第十八條第一項」と、「処分」とあるのは「廃棄」と、同條第四項中「処理等」とあるのは「第十八條第一項及び第二項」と、第十一條中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「確保の見込み」とあるのは「保管事業者」と、同條第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第十四條中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同條第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第十六條第一項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同條第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第十八條第一項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、第二十五條第一項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは」と読み替えるものとする。